

資料2 技術協力業務の概要（案）

設計技術協力者（施工予定者）は、設計者、発注者の三者による協議会に出席し、高度な技術提案及びVE提案等を実施設計に反映させるため、技術協力を行う。

1 業務期間

技術協力業務契約締結の翌日から工事請負契約締結日の前日まで

2 業務内容（詳細な業務内容は協議による）

ア 設計全般に対する技術検証

イ 施工実施方針及び施工計画の作成

① 総合施工計画の検討・提案

② 仮設計画の検討・提案

③ 工程の検討・提案及び工程表作成

ウ 技術提案（VE、工期短縮、効率性・品質・施工の確実性・安全性の向上等、本プロポーザルで採用された技術提案等を含む。）

エ コスト管理支援

① 工事費管理支援

② 工事費内訳書の作成、更新（中間、最終）

③ 工事費が参考額以内となる実施設計内容とするための全般的な支援

オ 三者協議会への出席

カ 報告書の作成

キ 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成支援及び提供

3 技術協力に係る配置技術者

ア 技術協力業務責任者

イ 管理技術者

ウ 建築・電気設備・機械設備、プラント設備の各担当者

※ 具体的な必要資格は検討中

4 技術協力に関する成果物

ア 報告書

イ 各種技術検証資料

ウ 技術提案書及びVE提案書

エ 提案に関する成果物

オ 工事費内訳明細書

カ その他発注者が指示するもの

※ 成果物は電子データを合わせて提出

なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面データがある場合はPDF形式、オリジナル形式及びsxf(p21)形式の3形式で提出とする。

5 VE提案の範囲

次に該当するものはVE提案の対象とすることができない。ただし、該当する場合であってもライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的により大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。また本事業関係者と協議して決定した事項などについては、採用しない場合がある。

① 発注図等に示す機能・性能・品質が低下するもの

② 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの

③ 構造性能の低下を伴うもの

④ 設備計画に大幅な変更を伴うもの

⑤ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの

⑥ 工事中の騒音・振動が増加するもの

- ⑦ 環境負荷が増大するもの
- ⑧ 防災性・安全性が低下するもの
- ⑨ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
- ⑩ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- ⑪ 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や事業全体のコストが低減にならないもの
- ⑫ 法令等に抵触する恐れのあるもの
- ⑬ その他適正な履行がなされない恐れのあるもの